

第9回安房在宅医療お役立ち塾

介護現場での感染予防対策研修 ～感染防止対策の基本を学ぼう！～

2020年6月11日

安房地域医療センター

感染管理認定看護師

豊崎真希

感染対策の目的

持ち出さない

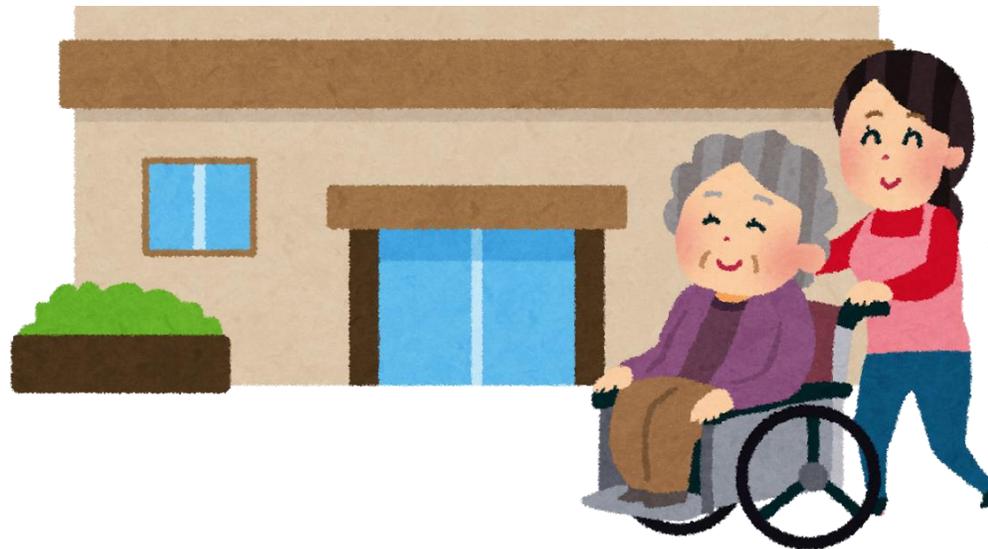


イラスト出典:いらすとや



拡げない

持ち込まない



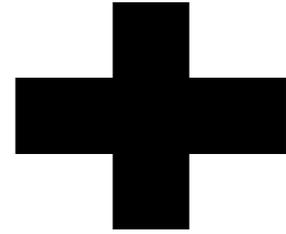
目標 : 標準予防策がわかる

内容 :

- ・標準予防策とは
- ・構成とポイント
- ・個人でできる対策

感染対策の考え方

標準予防策
standard precautions



接触予防策
Contact
Precautions

飛沫予防策
Droplet
Precautions

空気予防策
Airborne
Precautions

感染経路別予防策

標準予防策 standard precautions

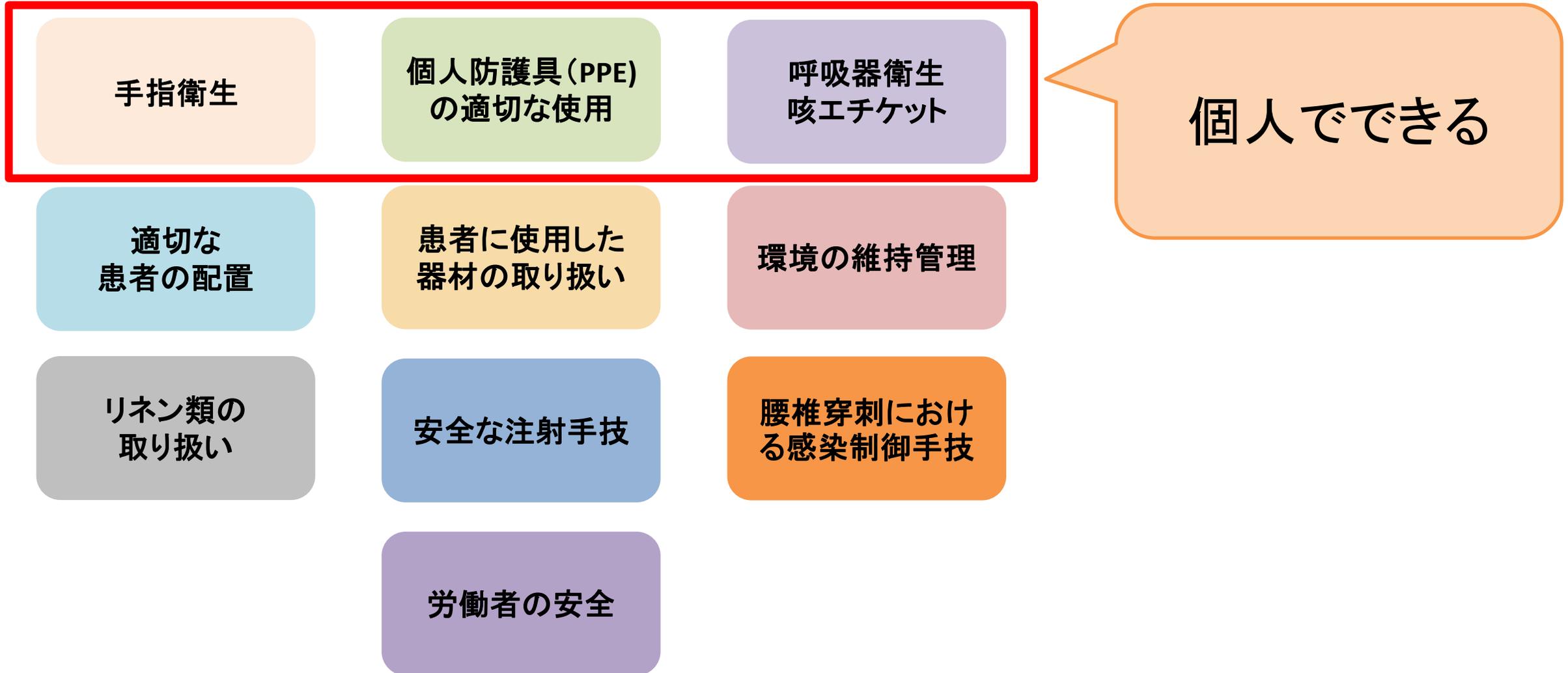
- 医療現場における患者と医療従事者の感染を防ぐ感染対策の基本
- すべての湿性生体物質、粘膜、損傷した皮膚は、
感染性があるものとして取り扱う

湿性生体物質

- 血液
- 汗以外の体液、分泌物、排泄物、唾液、鼻汁、喀痰、尿、便、腹水、胸水、涙、母乳など

これらに曝されることを「曝露」と言う

標準予防策 standard precautions



手指衛生

ポイント

- ・何を使うか
- ・正しいやりかたで
- ・いつやるか

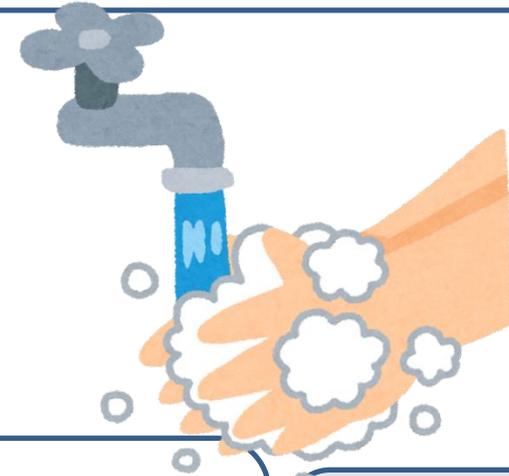
擦込式手指消毒と手洗いの選択基準

擦込式手指消毒



目にみえる
汚染が**ない**場合

手洗い (流水と石鹸による手洗い)



目にみえる
汚染が**ある**場合

下痢や嘔吐
患者さまの対応後

石鹼による手洗い前後



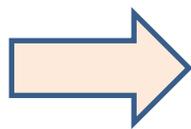
擦込式手指消毒薬による

推奨 手指衛生前後



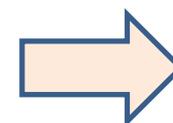
正しい方法で実施しなければ
効果は得られない

10000個の
細菌



1000個

10000個の
細菌



10個

流水と石けんによる手洗い



①手指を流水で、しっかりと濡らす。



②石けん液を、適量取り出す。



③手の平同士を擦り、石けんをよく泡立てる。



④手の甲を、もう片方の手の平で擦る(両手)。



⑤指を組んで、指の間を擦る(両手)。



⑥親指をもう片方の手で包み、擦る(両手)。



⑦指先でもう片方の手の平を、擦る(両手)。



⑧手首もしっかりと擦る(両手)。



⑨流水でよく洗い流す。



⑩ペーパーで水分をしっかりと拭き取る(押し拭きをする)。



⑪自動水栓ではない場合は、ペーパーを介して、流水を止める。

【注意ポイント】
洗い残しが多いので注意

枠内を15秒以上かけて行う

アルコール製剤による擦込式手指消毒



①消毒薬をノズルの一番下までしっかり押し、適正な1回使用量を手の平に取る。



②指先・爪先に消毒薬を浸しながら擦り込む(両手)。



③手の平によく擦り込む。



④手の甲に擦り込む(両手)。



⑤指を組んで、指の間に擦り込む。組み替えて、もう片方の親指と小指の外側にも擦り込む。



⑥親指をもう片方の手で包み、擦り込む(両手)。



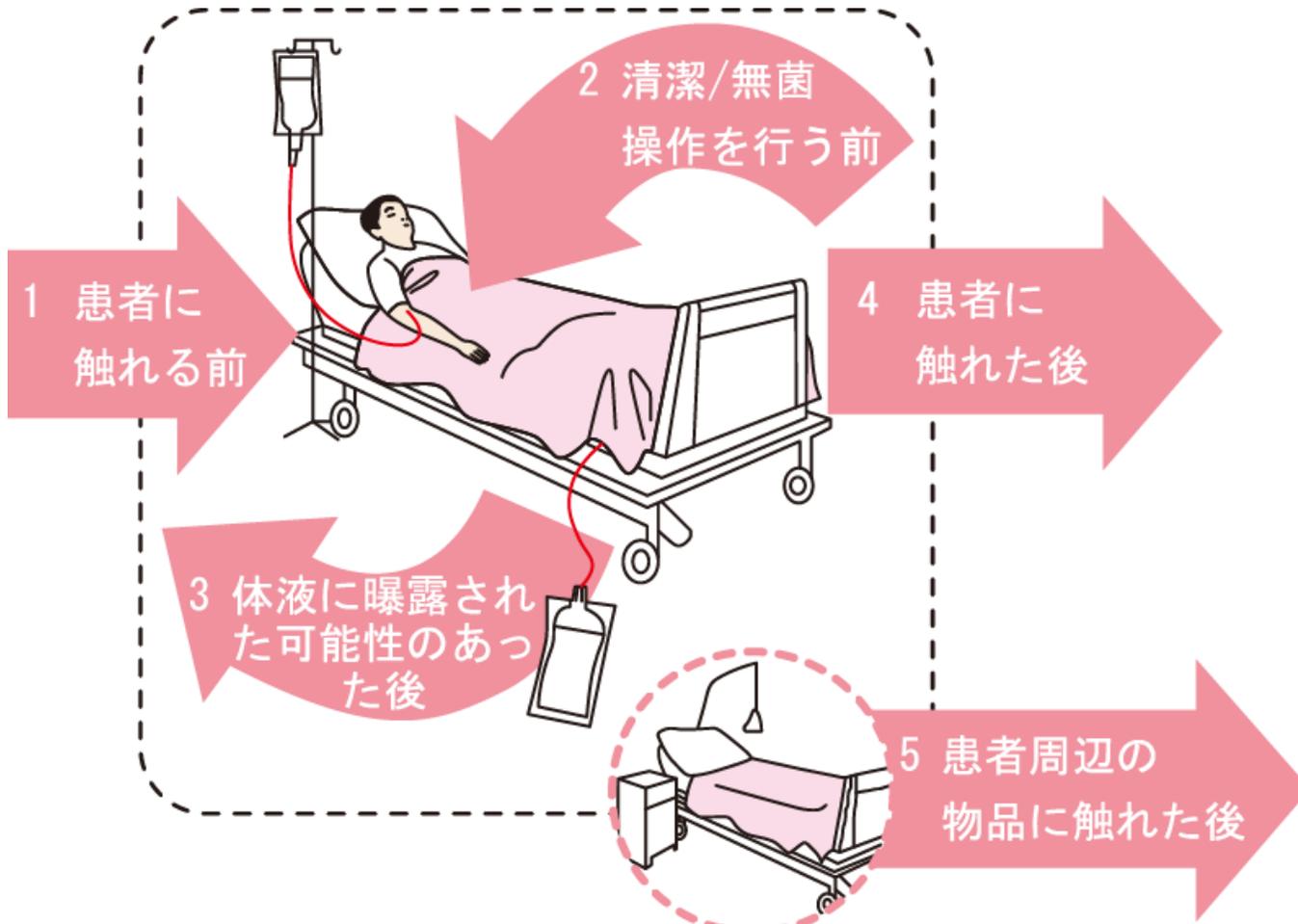
⑦手首にも擦り込む(両手)。



⑧乾燥するまでしっかりと擦り込む。

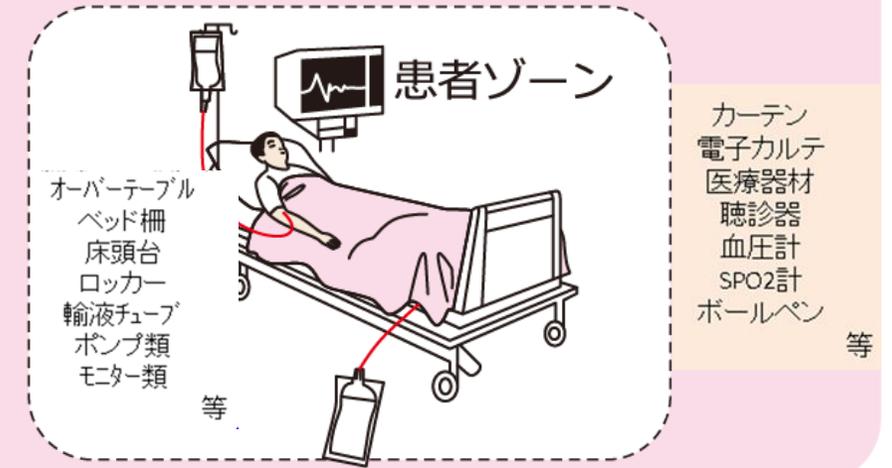
**乾燥するまで擦り込む
1分くらいはかかる
手を振って乾かすのは×**

手指衛生のタイミング



利用者の周りって??

医療エリア



区別しておくとう理解しやすい

例

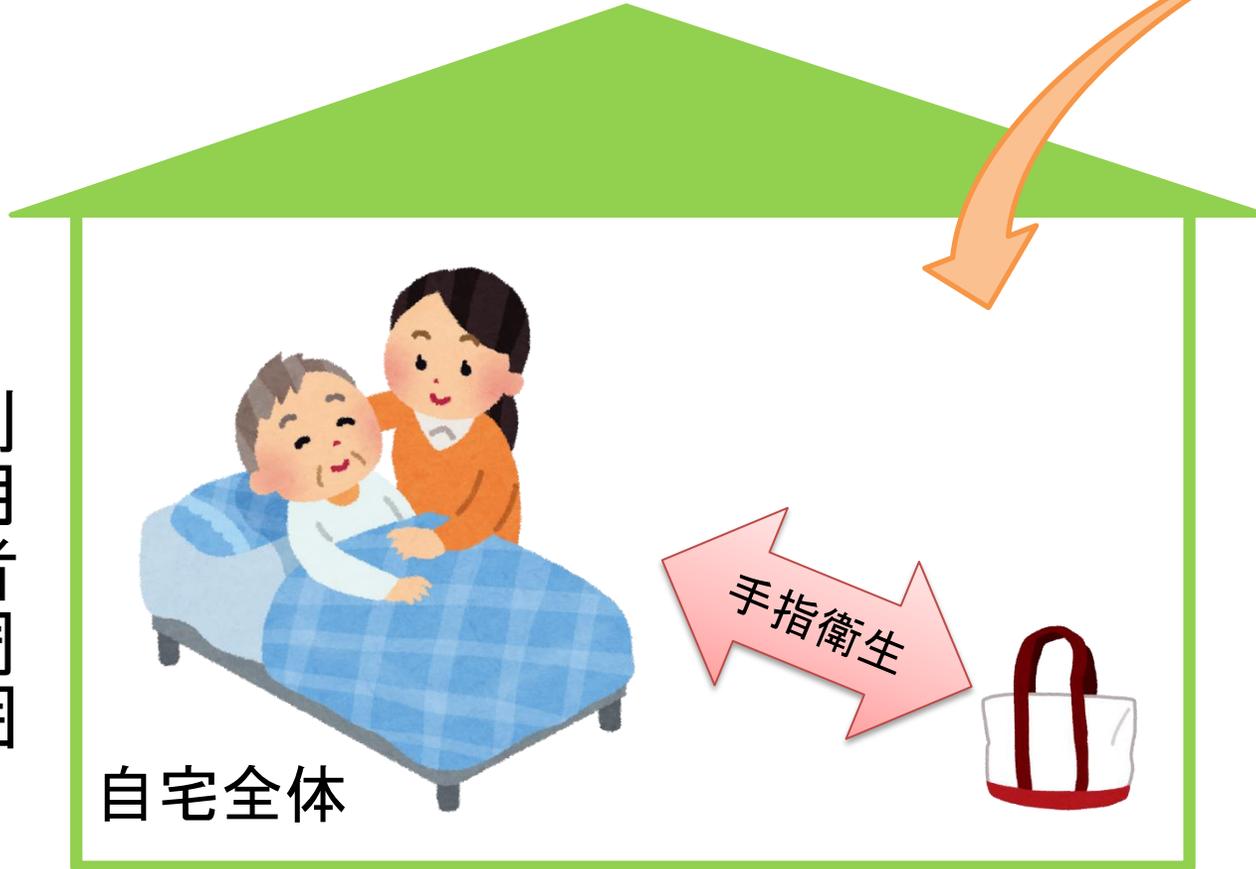
訪問

手指衛生を行うための区別



バッグ: 外側は利用者周囲環境に触れるので拭ける素材のものが良い

利用者周囲



自宅全体

医療環境

バックの中のもの

- ・ 血圧計
- ・ 聴診器 など

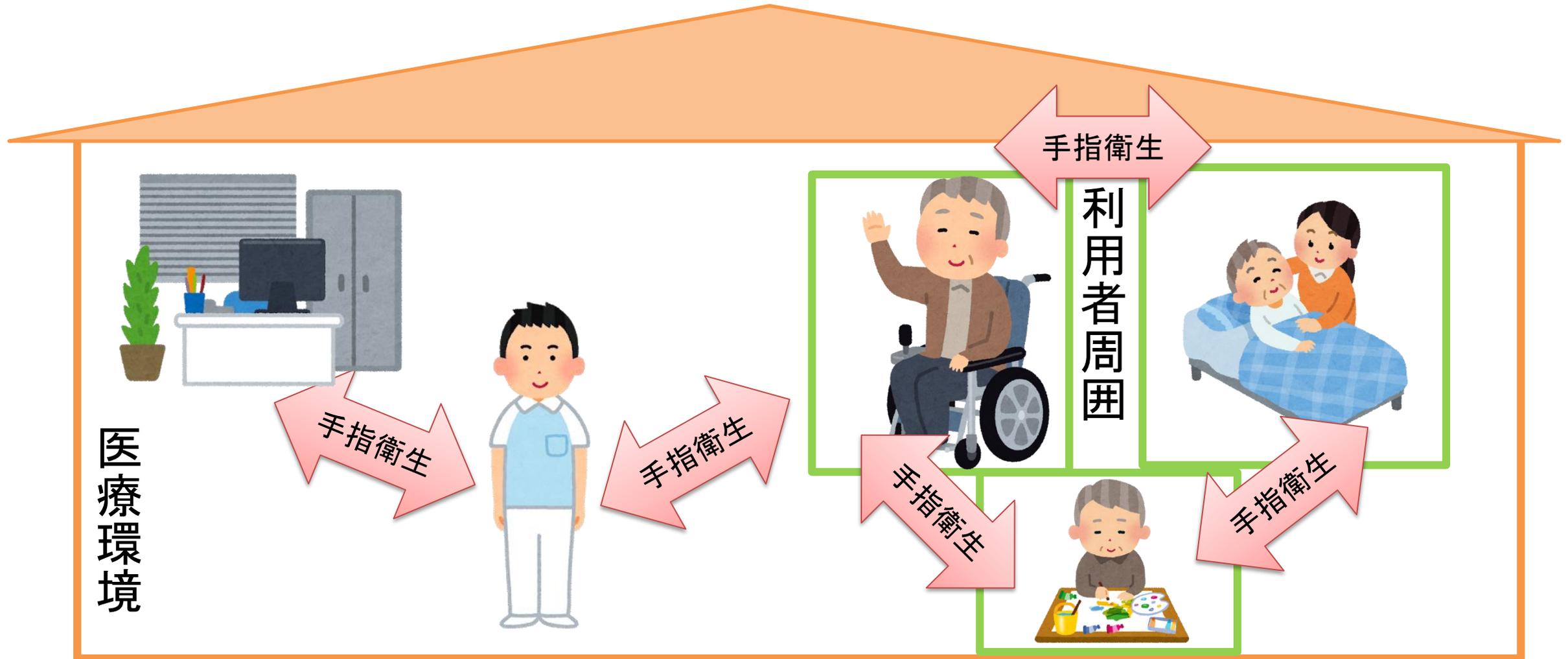
自分のポケットの中のもの

- ・ メモ
- ・ ボールペン
- ・ 名札

例

入所・通所

手指消毒を行うための区別



標準予防策standard precautions

手指衛生

个人防护具(PPE)
の適切な使用

呼吸器衛生
咳エチケット

適切な
患者の配置

患者に使用した
器材の取り扱い

環境の維持管理

リネン類の
取り扱い

安全な注射手技

腰椎穿刺におけ
る感染制御手技

労働者の安全

呼吸器衛生
咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



正しくつけないと意味なし

標準予防策 standard precautions

手指衛生

個人防護具(PPE)
の適切な使用

呼吸器衛生
咳エチケット

適切な
患者の配置

患者に使用した
器材の取り扱い

環境の維持管理

リネン類の
取り扱い

安全な注射手技

腰椎穿刺におけ
る感染制御手技

労働者の安全

個人防護具 (PPE)
の適切な使用

個人用防護具 : PPE

personal protective equipment とは

血液・体液による曝露から自分を守る
+ 周りに汚染を拡げない

手を

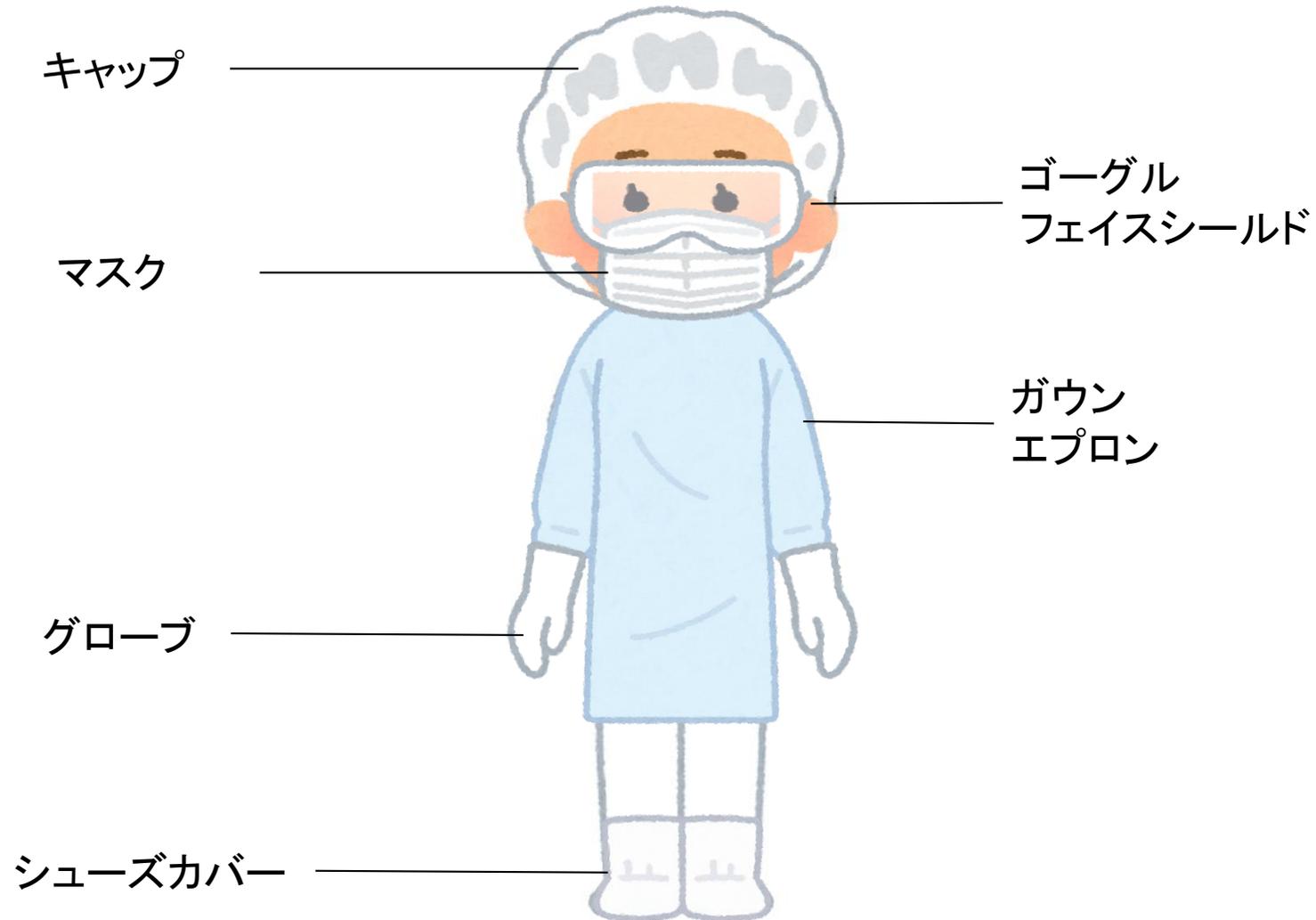
目を

口・鼻を

衣服や皮膚を

組み合わせて使う

個人用防護具 personal protective equipment : PPE種類



組み合わせ方

実施する行為

体液曝露のリスク
を予測

PPEを選択

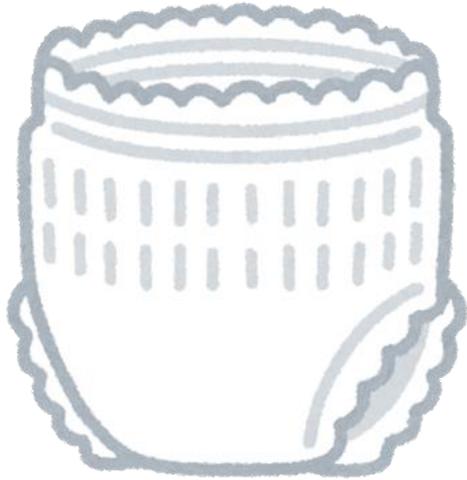
シーツ交換
環境整備

どんな汚染があるか
わからない



問題①どのPPEを着用するか

オムツ交換



考えられるリスク

汚染される可能性

- 手指
- 衣服

下痢や陰部洗浄・・・
はねたり飛び散るかも

PPE



必要に応じて



ゴーグル



ガウン

実施する行為

リスクを予測

対策の実施

おむつ交換



手袋の交換
(手指衛生含む)

問題②どのPPEを着用するか (利用者さんがご自分でブラッシングやうがいができるかで変わる)

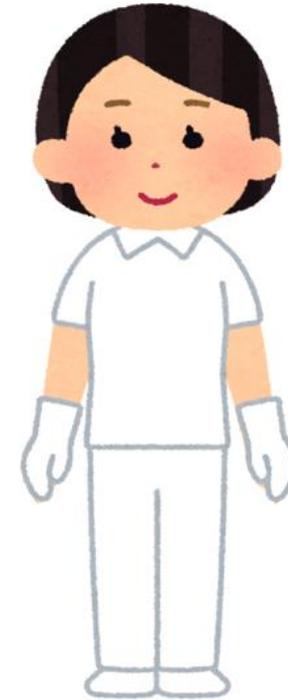
口腔ケア



考えられるリスク

- 手には確実につく
- 飛沫が飛んでくるかも・・・

PPE



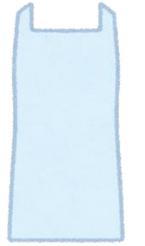
必要に応じて



ゴーグル



マスク



エプロン

実施する行為

リスクを予測

対策の実施

問題③どのPPEを着用するか

喀痰吸引



考えられるリスク

- ・手にはつく
 - ・分泌物が飛散するかも・・・
- エアロゾル化することもあるし・・・

PPE



実施する行為

リスクを予測

対策の実施

PPEは、着るとき・脱ぐときも大事！！

【着るとき】

- ・衛生的なものなので手についている病原微生物が付かないようにする
- ・使用する直前に着る・つける(衛生的な状態で利用者に接する)

【脱ぐとき】

- ・汚染を拡げないように脱ぐ(適当に脱いたら汚染が広がる)
- ・必ず手指衛生！

まとめ

- 標準予防策は、感染対策の基本！
様々な対応をまとめて標準予防策という
- 手指衛生は、何を使うか、正しいやり方で、いつやるか
- マスク着用時は、鼻をださない
- PPEは、どんな曝露リスクがあるか考えて使用する

参考・引用文献資料

- ・満田年宏：隔離予防策のためのCDCガイドライン2007 ヴァンメディカル
- ・森兼啓太監修：INFECTION CONTROL2016年別冊
個人防護具をかしく選びたいときに読む本 メディカ出版
- ・小林寛伊総監修：感染制御標準ガイド 2014 じほう
- ・いらすとやホームページ；<https://www.irasutoya.com/>
- ・メディカ出版ホームページ（ICTのための医療関連感染対策の総合専門誌 INFECTION CONTROL）；<https://www.medica.co.jp/m/infectioncontrol/>

事前質問

訪問系
入所系
その他

訪問系

■食事介助、入浴介助、おむつ交換、移乗介助を行う場合、マスク、手洗いの徹底を行っているが他に気をつけることがあるか？

■濃厚接触者がでた場合の対応（市や医療との連携）

⇒ 後述

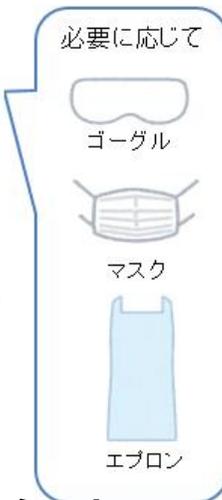
訪問系

■ 食事介助、入浴介助、おむつ交換、移乗介助を行う場合、マスク、手洗いの徹底を行っているが他に気をつけることがあるか？

標準予防策として : 適切なPPEの着用と手洗いの継続



入浴介助



食事介助



おむつ交換



基本:PPEなしで可

移乗介助

手洗いの徹底:正しい方法で適切なタイミングで実施できているか

訪問系

■食事介助、入浴介助、おむつ交換、移乗介助を行う場合、マスク、手洗いの徹底を行っているが他に気をつけることがあるか？

流行状況の段階によって気をつけることが若干変わってくる

地域ではまだ流行していない場合：感染している(かもしれない)人が少ない

- ・標準予防策
- ・外出自粛、3密を避ける

地域で流行している場合：感染している(かもしれない)人が多い

- ・上記に追加して
- ・持ち込まない、持ち出さない、うつさないための対策を強化(例：職員や利用者の健康チェック、利用者宅を出るときの手指衛生、PPEの脱ぎ方の徹底)

入所系

- 認知症がある利用者同士のソーシャルディスタンスが難しい。注意すべきことはあるか？
- 新型コロナウイルスのような未知の多いウイルスが流行した時に現場でまず注意することは
- 夏場に向けての施設内での換気の効率的な方法

入所系

■ 認知症がある利用者同士のソーシャルディスタンスが難しい。注意すべきことはあるか？

職員がうつさないよう行動する 流行状況と健康チェックで判断

- ・ マスク着用や手指衛生ができるよう工夫する
- ・ 流行状況により、面会や訪問を制限するなど持ち込むリスクを減らす
- ・ 流行状況により、密を避けるためにデイルーム等に入る人数を少なくする
- ・ 向かい合わせにならないよう座る配置を工夫する
(厚生労働省 新しい生活様式参照)

入所系

■新型コロナウイルスのような未知の多いウイルスが流行した時に現場でまず注意することは

日ごろからの標準予防策の徹底 と 冷静な行動

- ・そのための標準予防策
- ・利用者の体調の変化に気づけるよう観察強化
- ・正確な情報収集：出典が明確なところから（アップデートも含め）行いましょう。
例：○厚生労働省HP、首相官邸HP 等
×SNS「知人の先輩(甥)が・・・」「拡散希望」「知り合いに回して！」

入所系

■夏場に向けての施設内での換気の効率的な方法

自然換気と機械換気の使い分けで効率的に

自然換気：窓をあけての換気

（2方向開ける、30分に1回程度、数分間）

機械換気：空調による換気方法（ビル管理法）

- ・機械換気が可能か施設設備を確認
（規定をクリアしていれば窓・ドアを閉めて機械換気を実施）
- ・機械換気がない場合はエアコンを使用しながら自然換気

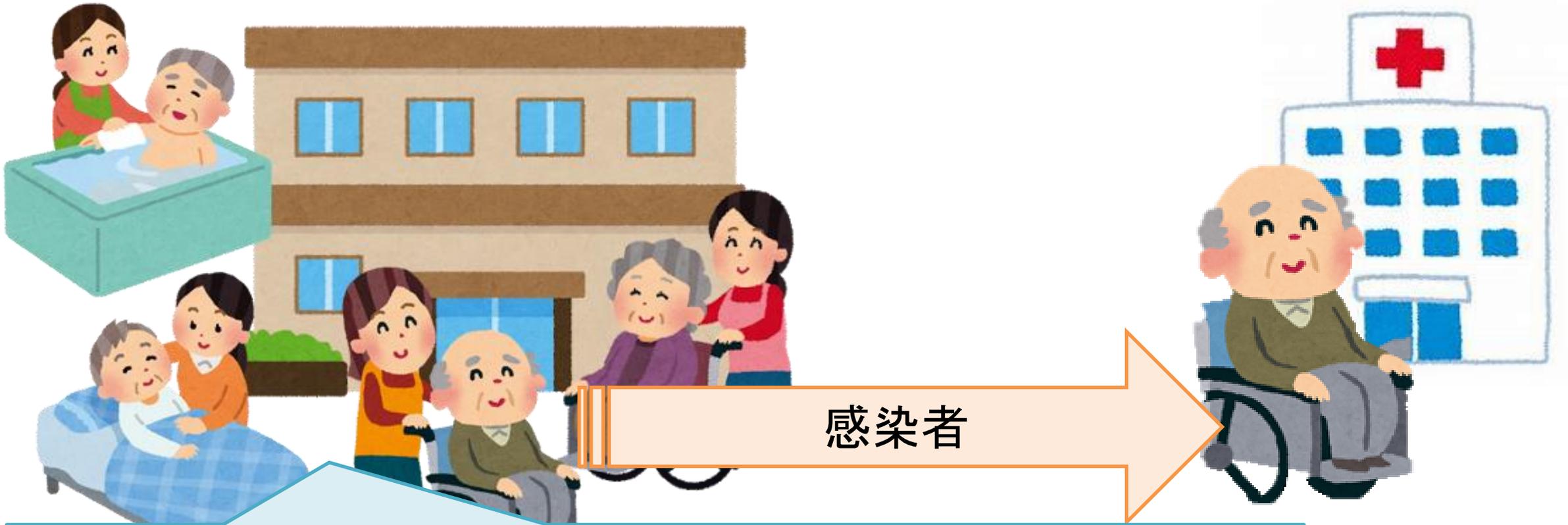
その他

■ 家族に感染者が出た場合の高齢の濃厚接触者の支援について
濃厚接触者の隔離(ホテル等)、安房地域でこういった対応ができるか？

■ 濃厚接触者がでた場合の対応(市や医療との連携)

濃厚接触者とは

- ・保健所が特定する
- ・感染者と近距離で接触、或いは長時間接触し感染の可能性が相対的に高くなっている方

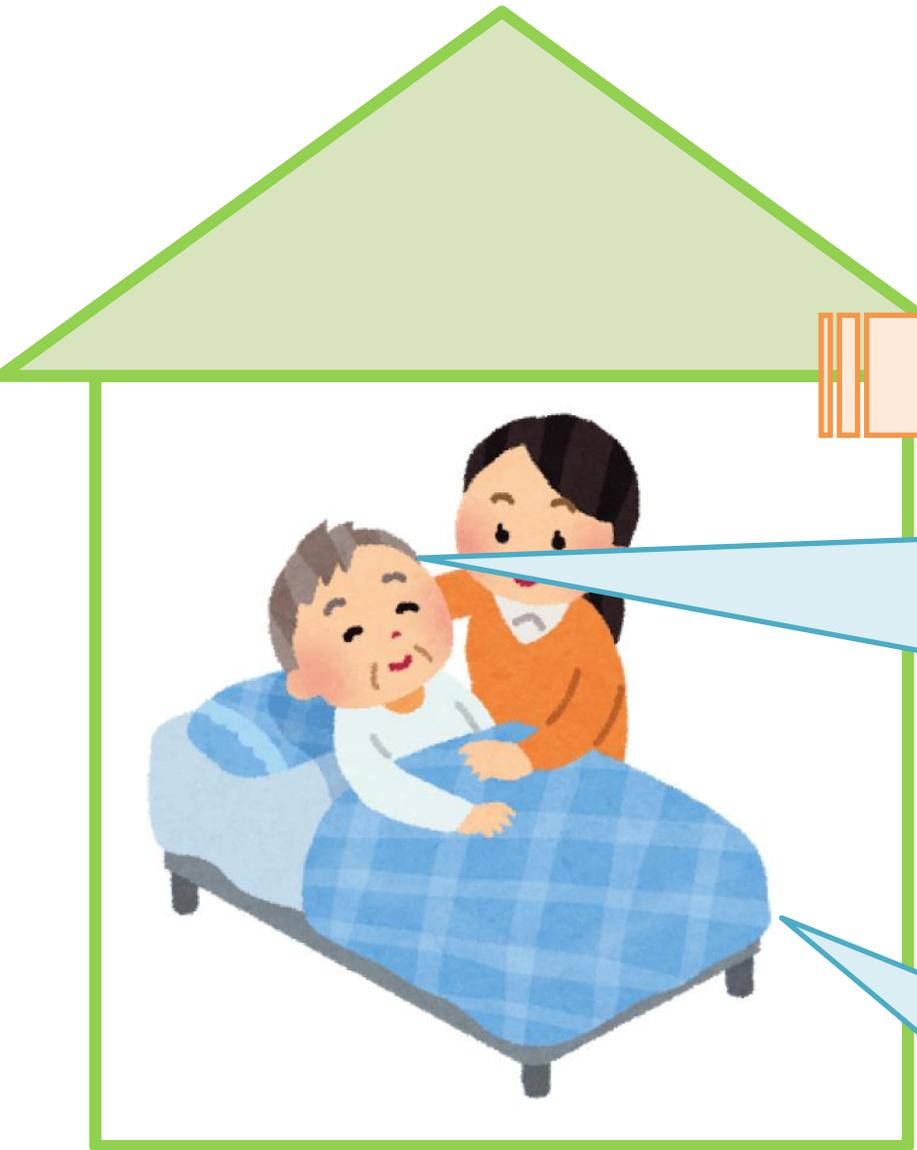


濃厚接触者（保健所が特定）

・自宅待機

職員:就業停止(期間については保健所と相談)

入所者:個室に移動または無症状の濃厚接触者を集団隔離、器具の個別化、手指衛生とPPEの適切な使用など



感染者

濃厚接触者(保健所が特定)

自宅待機: 保健所へ相談

(可能な限り訪問サービスの継続……)

(訪問時間短縮、手指衛生、PPEの適切な使用、重症化リスクのある職員への配慮)

課題

? 社会的入院(病院のキャパシティによる)

? 自治体や行政との連携でシステム構築 等

別紙

事務連絡

令和2年4月14日

都道府県
各指定都市
中核市

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における 感染防止に向けた対応について

福祉課障害児・発達障害者支援室

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

福祉型障害児入所施設における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について

福祉型障害児入所施設における新型コロナウイルス感染防止に向けた取組については、別添のとおり、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」のうち、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染防止に向けた対応について」においてお示ししているところであるが、医師や看護職員の配置が必須となっていない福祉型障害児入所施設の感染拡大防止を図るため、管内の福祉型障害児入所施設に対して再度徹底を図られたい。また、その際、特に下記の点にも留意されたい。

記

福祉型障害児入所施設において、感染の疑いについてより早期に把握する事が

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

| | 定義 | (1)情報共有・報告等 | (2)消毒・清掃等 | (3)積極的疫学調査への協力等 | (4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応 | |
|----------------------|---|--|---|--|--|---|
| | | | | | 職員 | 利用者 |
| 感染者 | 医療機関が特定 ・PCR陽性の者 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者等（利用者・職員）に発生した場合、速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有 指定権者、家族等に報告 | <ul style="list-style-type: none"> 居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃。手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等 保健所の指示がある場合は指示に従う | <ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力 可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報を提供 | <ul style="list-style-type: none"> 原則入院（症状等によっては自治体の判断に従う） | <ul style="list-style-type: none"> 原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状等によっては自治体の判断 |
| 感染が疑われる者 | 施設等が判断 ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続いている者又は強いだるさや息苦しきがある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者 ※PCR陽性等診断が確定前の者 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、「相談センター」（帰国者・接触者相談センター）に電話連絡し、指示を受ける 速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有 指定権者、家族等に報告 | <ul style="list-style-type: none"> 保健所の指示がある場合は指示に従う | <ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者を特定 | <ul style="list-style-type: none"> 「相談センター」に電話連絡し、指示を受ける | |
| 濃厚接触者 | 保健所が特定 ・感染者と同室・長時間接触 ・適切な防護無しに感染者を診察、看護、介護 ・感染者の気道分泌液等に直接接触 | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> 自宅待機を行い、保健所の指示に従う 職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う | <ul style="list-style-type: none"> 原則として個室に移動。個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室に。個室管理ができない場合、マスク着用、ベッド間隔を2m以上あける等の対応。部屋を出る場合はマスクを着用し、手指衛生を徹底 可能な限りその他利用者とは担当職員を分けて対応 ケアに当たっては、部屋の換気を十分に実施 職員は使い捨て手袋とマスクを着用。飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル等を着用 体温計等の器具は、可能な限り専用に |
| 感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者 | 施設等が特定 ・「感染が疑われる者」と同室・長時間接触 ・適切な防護無しに「感染が疑われる者」を診察、看護、介護 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触 | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> 発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。復帰時期については上欄と同じ 発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応 | <ul style="list-style-type: none"> ケアの開始時と終了時に、石けんと流水による手洗い等による手指消毒を実施。手指消毒の前に顔を触らないように注意。「1ケア1手洗い」等が基本 有症状者については、リハビリテーション等は実施しない。無症状者については、手指消毒を徹底した上で、職員は使い捨て手袋とマスクを着用し個室等において、実施も可能 |

※保健所と相談の上、対応
※個別ケア等実施時の留意点は別添のとおり

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

通所系等

| | 定義 | (1)情報共有 ・報告等 | (2)消毒 ・清掃等 | (3)積極的疫学調 査への協力等 | (4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応 | |
|----------------------|--|--|---|--|--|--|
| | | | | | 職員 | 利用者 |
| 感染者 | 医療機関が特定 ・PCR陽性の者 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 指定権者、家族等に報告 主治医及び居宅介護支援事業所に報告 | <ul style="list-style-type: none"> 居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃。手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等 保健所の指示がある場合は指示に従う | <ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力 可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報を提供 | <ul style="list-style-type: none"> 原則入院（症状等によっては自治体の判断に従う） | <ul style="list-style-type: none"> 原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状等によっては自治体の判断 |
| 感染が疑われる者 | 施設等が判断 <ul style="list-style-type: none"> 風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続いている者又は強いだるさや息苦しきがある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者 ※PCR陽性等診断が確定前の者 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、「相談センター」に電話連絡し、指示を受ける 速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 指定権者、家族等に報告 主治医及び居宅介護支援事業所に報告 | <ul style="list-style-type: none"> 居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃。手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等 保健所の指示がある場合は指示に従う | <ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者を特定 特定した利用者について居宅介護支援事業所に報告 | <ul style="list-style-type: none"> 「相談センター」に電話連絡し、指示を受ける | |
| 濃厚接触者 | 保健所が特定 <ul style="list-style-type: none"> 感染者と同室・長時間接触 感染者の気道分泌液等に直接接触 | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> 自宅待機を行い、保健所の指示に従う 職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う | <ul style="list-style-type: none"> 自宅待機を行い、保健所の指示に従う。居宅介護支援事業所は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確認 短期入所においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応 |
| 感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者 | 施設等が特定 <ul style="list-style-type: none"> 「感染が疑われる者」と同室・長時間接触 「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触 | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> 発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。復帰時期については上欄と同じ 発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応 | <ul style="list-style-type: none"> 自宅待機を行い、保健所の指示に従う。居宅介護支援事業所は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確認 短期入所においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応 |

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

訪問系

| | 定義 | (1)情報共有 ・報告等 | (2)消毒 ・清掃等 | (3)積極的疫学調 査への協力等 | (4)感染者への対応/(5)濃厚接触者への対応 | |
|----------------------|--|--|---------------|--|---|--|
| | | | | | 職員 | 利用者 |
| 感染者 | 医療機関が特定 ・PCR陽性の者 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 指定権者、家族等に報告 主治医及び居宅介護支援事業所に報告 | - | <ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力 可能な限り利用者のケア記録を提供等 | <ul style="list-style-type: none"> 原則入院（症状等によっては自治体の判断に従う） | <ul style="list-style-type: none"> 原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状等によっては自治体の判断 |
| 感染が疑われる者 | 施設等が判断 <ul style="list-style-type: none"> 風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続いている者又は強いだるさや息苦しきがある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者 ※PCR陽性等診断が確定前の者 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、「相談センター」に電話連絡し、指示を受ける 速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 指定権者、家族等に報告 主治医及び居宅介護支援事業所に報告 | - | <ul style="list-style-type: none"> 利用者等に発生した場合、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員を特定 | <ul style="list-style-type: none"> 「相談センター」に電話連絡し、指示を受ける | |
| 濃厚接触者 | 保健所が特定 <ul style="list-style-type: none"> 適切な防護無しに感染者を看護、介護 感染者の気道分泌液等に直接接触 | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> 自宅待機を行い、保健所の指示に従う 職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う | <ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業所等が、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保。その際、保健所とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討 検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意 <ul style="list-style-type: none"> ➢基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上配慮 ➢サービス提供時は、保健所とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底。サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫 ※サービス提供時及び個別ケア等実施時の留意点は別添のとおり |
| 感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者 | 施設等が特定 <ul style="list-style-type: none"> 適切な防護無しに「感染が疑われる者」を看護、介護 「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触 | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> 発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う 発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい | |

情報収集

絵が多く分かりやすい
一般の方向け

首相官邸



厚生労働省



事務連絡を含む
事業所としての対応ガイド

日本環境感染学会



感染対策・管理

厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

カスタム検索

検索

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

- ▶ **新型コロナウイルス感染症について、こちらをご覧ください。**
- ▶ [\(English\) Latest information on Coronavirus disease 2019 \(COVID-19\) is HERE.](#)
- ▶ [\(中文\) 新型冠状病毒感染症的资讯, 由此点进](#)
- ▶ [雇用調整助成金に関する情報については、こちらをご覧ください。](#)
- ▶ [ハンセン病元患者のご家族に対する補償金制度についてのお知らせがあります。](#)
- ▶ [旧優生保護法による優生手術等を受けた方へお知らせがあります。](#)

大臣・副大臣・大臣政務官（記者会見等）
大臣のプロフィールや会見概要

1/6

- 災害関連情報
- 毎月勤労統計調査に係る雇用・労災保険等の追加給付 住所情報等の登録フォーム、雇用保険の簡易計算ツールほか詳しくはこちら
- 大臣・副大臣・大臣政務官（記者会見等）
- 社会保障制度改革
- 「働き方改革」の実現に向けて
- 医療保険のオンライン資格確認について
- 職場におけるハラスメント対策について
- 体罰等によらない子育てのために

厚生労働省

ホーム

カスタム検索

検索

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

新型コロナウイルス感染症について

お知らせ

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき対策を進めています。（5月25日）
- ・第36回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催されました。（首相官邸ホームページ）（5月25日）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言に関する内容はこちらをご覧ください。（内閣官庁ホームページ）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を更新しました。（5月29日）**NEW**
- ・新型コロナウイルスをテーマとした「新しい生活様式」を公表しました。（5月27日）

自治体・医療機関・福祉施設等の情報

- ・ [自治体・医療機関向けの情報](#)
- ・ [医薬品・医療機器産業の振興に関する情報](#)
- ・ [社会福祉・雇用・労働に関する情報](#)
- ・ [介護事業所等向けの情報](#)
- ・ [障害福祉サービス等事業所における対応等に関する情報](#)
- ・ [国土交通省・航空会社向けの情報](#)
- ・ [検疫所向けの情報](#)

日本環境感染学会



高齢者福祉施設従事者の方へ

・相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症対策についての相談窓口を設けます。
以下のアドレスに「施設名・お名前」を明記の上、お問い合わせください。
E-mail : jsipc-toiwase-ML@umin.ac.jp

- ・  高齢者介護施設における感染対策 第1版 (2020年4月3日)
追補 :  図1  図2  表1
- ・  高齢者福祉施設従事者のためのQ&A (2020年3月10日)
- ・  高齢者福祉施設従事者のためのQ&A (第2版) (2020年5月26日)

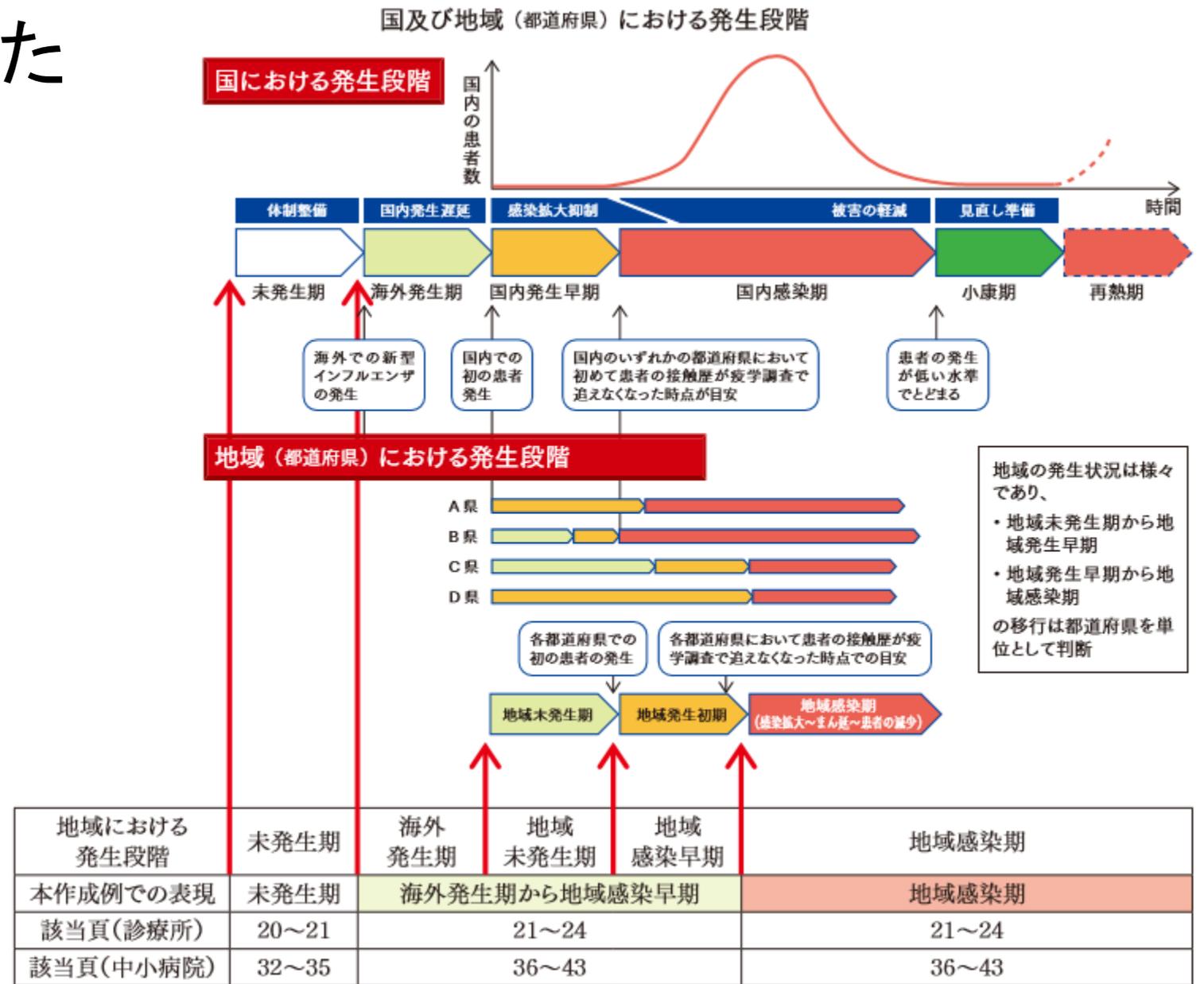
・ **福祉・介護施設における新型コロナウイルス感染症の対策** (動画)

一般市民の方へ

- ・  新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項 (2020年2月28日)
- ・  新型コロナウイルス感染症に対する注意事項 (2020年2月3日現在)

対応を整理することを提案します

フェーズ(段階)に応じた 対応を整理する



出典: 日医ホームページ 新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引きより

例

| | 段階 (フェーズ) | 自施設における定義 | 対応 |
|-----------------------|--------------|----------------------------|---|
| 未発生期 | 0 | 発生していない | <ul style="list-style-type: none"> ・標準予防策の知識と技術の獲得 ・PPEなどの備蓄管理 ・対応の検討 (何をどの段階でどう検討するのかを明記) |
| 海外発生期 | 1 | 海外で感染者が発生 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 (どこから情報収集するかが重要) ・対応の検討 |
| 国内発生早期 (地域:地域未発生期) | 2 | 国内で感染者発生(▲人) 非常事態宣言が... | <ul style="list-style-type: none"> ・面会制限(だれなら可とするか) ・職員の健康確認開始 ・ |
| 国内感染期 (地域:地域発生早期) | | | |
| 国内流行期 (地域:地域感染期) | | | |
| 小康期 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・対応の見直し、修正 ・再燃期への準備 |
| 再燃期 | | | |

- ・具体的に記載する
- ・周知しやすく動きやすい
- ・対策を緩める時にも判断しやすい

参考・引用

- ・厚生労働省ホームページ 2020年6月8日現在
- ・首相官邸ホームページ 2020年6月8日現在
- ・日本環境感染学会 2020年6月8日現在
- ・日医ホームページ 2020年5月30日現在